

(答弁書第三十六号) 昭和二十二年八月二十三日配付

内閣参甲第四二号

昭和二十二年八月二十二日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員田村文吉君提出政府買上又は財産税徴収により物納せる土地に対する公租其他の負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員田村文吉君提出政府買上又は財産稅徵收により物納せる土地

に對する公租其他の負担に關する質問に對する答弁書

自作農創設特別措置法による買收農地については、第一回(本年三月三十一日附)買收農地で四月一日現在土地台帳に所有者として登録されている旧所有者に對して地方稅法第四十六條及び第四十六條ノ二の規定により賦課された地租は、賣渡に當つて、買收期日(即ち三月三十一日)に遡つて賣渡をしたものは(買收期日に遡つて賣渡した場合は、四月一日現在の實際上の所有者は買受人である。)あらたに買受けた者が支拂うこととすべく、又遡つて賣渡できないものは政府が、その賦課された地租相当額を支拂うこととすべく改正法律案を今國會に提出する予定である。

財産稅の物納により國有に歸した田畑に對する地租については、地方稅法第四十六條及び第四十六條ノ二の規定により、その所有權の移轉の登記が四月二日以後であればその年分の地租は、旧所有者が負担する。

農業会費、水利組合費等は、自作農創設特別措置法により買収された農地又は財産税法により物納された農地について、買収期日以後又は物納農地の政府に対する移轉登記以後の分は、旧所有者は、負担しない建前である。

なお、財産税の物納に充てられた農地の小作料については、当該農地の政府に対する所有権移轉の時までの分について、旧所有者において収入することができる。